

## 事業報告の附属明細書

社会福祉法第 59 条第 1 号に基づき報告する令和 4 年度事業報告の附属明細書については、事業報告の内容を補足する重要な事項がないため作成していません。

令和 5 年 5 月 9 日

社会福祉法人清光会  
理事長 川崎 和子